

特定計画上の課題と検討委員からの主な意見

1. 特定計画上の課題

2012（平成 24）年度に抽出したニホンザルの保護・管理上の主要な課題（7 課題）に対し、これまでガイドラインの改訂や保護・管理レポートで最新情報の提供などを行ってきた。

昨年度、第 12 次鳥獣保護管理事業計画期間に合わせて改定された各府県の特定計画（以下「12 次計画」）（未改定の 3 計画を含む）でのそれらの反映状況から整理した特定計画上の課題は、表 1 のとおりである。

表 1 特定計画上の課題

課題 1：特定計画の策定が進んでいない	
<p>【反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定計画の策定県が 19 府県（第 11 次計画時）から 25 府県に増加した。 ・しかし、ニホンザルの群れが分布する都府県のうち、特定計画が未策定の都府県が 18 都府県ある（うち 1 県は特定計画の策定予定があり、3 県は任意計画策定済み又は策定中）。 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定計画の策定は進んだが、計画の実効性を高める必要がある。
課題 2：計画の目標達成への道程が不明確	
<p>【反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期目標の設定、加害レベルの低減を目標に設定している計画は 25 計画中 9 計画に止まり、16 計画では設定されていない。 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な目標が設定されていない。 ・加害レベル低減が目標とされていない。
課題 3：群れの状況把握が不十分	
<p>【反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群れの生息状況の把握程度は、改訂版ガイドラインで都府県が最低限把握すべきとしたステップ 3（群れの加害レベル把握）まで全群を把握しているのは 11 県であり、計画を策定している 25 府県の半数以下であった。 ・管理強化に必要なステップ 4～5 まで全群を把握しているのは 3～7 県であった。 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群れの状況把握（全域・全群でステップ 3）が不十分である。
課題 4：捕獲数増加が、多くの地域で被害減少につながっていない	
<p>【反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害レベルに応じた捕獲オプションの選択について記載されている計画は 25 計画中 18 計 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な個体数管理が不十分である。

<p>画である。それ以外に3計画は旧マニュアルに示した加害レベルに応じた被害対策選択基準を記載し、2計画は加害レベルを評価せず他の基準で対策を選択している。</p>	
<p>課題5：被害防除対策は地域的・局所的な成果に止まっている</p>	
<p>【反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落ぐるみの被害防除対策について21計画で記載されており、記載がなかったのは4計画のみであった。 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害防除対策、特に組織的な対策が不十分である。
<p>課題6：地域間、組織間、諸計画間の連携に実効性がない</p>	
<p>【反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各主体の役割分担について記載している計画は25計画中16計画あるが、住民の役割が不明確など不十分な記載もある。 ・実施計画を策定しているのは17県であるが、被害発生している全地域で策定しているのは7県である。 ・実施計画と鳥獣被害防止計画と被害防除対策について整合を取っているのは12県、捕獲目標について整合は9県であった。 ・広域連携については20計画に記載があるが具体的な内容が乏しく、実態が不明。 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画の策定（被害発生地域全域で）が不十分である。 ・集落や住民を含めた役割分担がされていない。 ・広域的な連携がされていない。
<p>課題7：モニタリングの実施と実施計画や次期計画への反映が不十分</p>	
<p>【反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね全計画にフィードバック管理に関する記載はあるが、具体的な内容が記載されていない計画が5計画ある。 ・前期計画の評価は25計画中16計画で行っているが、課題を抽出し、解決方法を記載している計画は11計画である。 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期計画の評価・改善が不十分

2. 平成 29 年度検討会での検討委員からの主な意見

昨年度の本検討会において、各委員から出されたニホンザルの保護・管理上の課題についての主な意見は、以下のとおりである。(◎は特定計画の評価に関する意見)

- 都府県を跨いで分布する群れ（個体群）に関して広域管理を進めるためにも、特定計画未策定県への策定を勧めていくべき。
- 東北地方など分布が空白になっていた地域での分布の回復や保護の考え方も合わせて検討し、浸透させていく必要がある。
- 特定計画を策定し、管理が進んでいるところ、いないところでなぜ差が出るのかを考える必要があり、実績を伴わないところをどうレベルアップしていくか、人がいない、予算がない等の状況でどう管理を進めるのか考えるべき。
- ◎計画の実効性を高めていくために、計画を評価する指標が必要。その評価結果から各都府県で足りていない項目を明らかにし、そういった項目を中心に人材研修をしていくこともできるのではないか。また評価を経年比較することで、各都府県の管理の進捗状況を把握でき、不足している部分を把握できる。
- ◎都府県が自らの計画を評価し、改善できるような基準を作成し、その内容を保護管理レポートで示せば良いのではないか。また評価項目には人材の確保も入れるべきである。
- 地域個体群の区分をどうするかを検討することと同時に考えるべきことは、保護の基準を考えた際に、科学とは異なる「価値観」の部分はどう取り込んでいくか、である。現場の意志決定には価値観が強く作用する。考え方や価値観が異なる利害関係者の合意形成を科学的見地からサポートしながら押し進める仕組みづくりを新たな課題として考える必要がある。